

議第 7 7 号

高山市清見自然体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市清見自然体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市宿泊税条例の施行に伴い改正しようとする。

高山市清見自然体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市清見自然体験施設の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表（第3条の5、第3条の6、第7条関係） おっぱら自然体験センター使用料等 使用料金は基本料金に施設別使用料金を加算して積算する。				別表（第3条の5、第3条の6、第7条関係） おっぱら自然体験センター使用料等 使用料金は基本料金に施設別使用料金を加算して積算する。					
基本料金				基本料金					
基本料金＝（使用時間×固定料金）＋（使用人数×使用料金）＋（ゴミ処理料×ゴミ袋枚数）				基本料金＝（使用時間×固定料金）＋（使用人数×使用料金）＋（ゴミ処理料×ゴミ袋枚数）					
宿泊使用	基本使用時間	初日 8：00～最終日 22：00		宿泊使用（宿泊税は別に徴収する。）	基本使用時間	初日 8：00～最終日 22：00			
	固定料金	1,360	円／時間		固定料金	1,360	円／時間		
	使用料金	210	円／人・泊		使用料金	210	円／人・泊		
日帰り使用の部～休館日の部（略）				日帰り使用の部～休館日の部（略）					
備考 (1)～(4)（略）				備考 (1)～(4)（略）					
施設別使用料				施設別使用料					
本館施設の部・附属施設の部（略）				本館施設の部・附属施設の部（略）					
備考 (1)～(5)（略）				備考 (1)～(5)（略）					
体育器具貸出料金表の表（略）				体育器具貸出料金表の表（略）					
すのまたふるさと学校体験学習施設使用料等				すのまたふるさと学校体験学習施設使用料等					
基本料金	宿泊使用	使用時間	初日 10：00～最終日 15：00		基本料金	宿泊使用（宿泊税は別に徴収する。）	使用時間	初日 10：00～最終日 15：00	
		大人（高校生以上）	2,090	円／人			大人（高校生以上）	2,090	円／人
		子供（中学生以下）	1,880	円／人			小人（中学生以下）	1,880	円／人
日帰り使用の款（略）				日帰り使用の款（略）					
設備使用の部～休館日の部（略）				設備使用の部～休館日の部（略）					
備考 (1)・(2)（略）				備考 (1)・(2)（略）					
巣野俣野外研修施設使用料等の表（略）				巣野俣野外研修施設使用料等の表（略）					

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。